

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年11月27日
【会社名】	アルヒ株式会社
【英訳名】	ARUHI Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長CEO兼COO 瀧田 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0777
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 吉田 恵一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0777
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO 吉田 恵一
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした売出金額】	売出金額 (引受人の買取引受による国内売出し) ブックビルディング方式による売出し 13,476,129,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 1,347,712,500円 (注) 売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年11月7日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による売出し11,906,700株（引受人の買取引受による国内売出し10,824,200株・オーバーアロットメントによる売出し1,082,500株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を、平成29年11月27日開催の取締役会において承認いたしましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「6 親引け先への販売について」を追加記載し、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」の記載内容の一部を訂正するため、さらに、平成28年2月22日付金銭消費貸借契約変更契約書に基づく借入につき借換を行いましたので「第二部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」の関連する記載を削除及び追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）
(2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 4 ロックアップについて
- 6 親引け先への販売について

第二部 企業情報

第2 事業の状況

- 5 経営上の重要な契約等

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による国内売出し）】

（訂正前）

当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、平成29年12月5日(火)に決定される予定の引受価額にて下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(平成29年12月14日(木))に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定される価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	10,824,200	14,504,428,000	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands CJP CSM Holdings, L.P. 10,015,700株 東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 東京海上メザニン1号投資事業有限責任組 合 808,500株
計(総売出株式)	-	10,824,200	14,504,428,000	-

(注)1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,340円)で算出した見込額であります。

3 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し(以下「海外売出し」という。)が行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は18,040,300株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し10,824,200株、海外売出し7,216,100株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に決定される予定であります。また、売出数等は変更となる可能性があります。加えて、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。

4 海外売出しは、海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)で行われる予定であります。海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照ください。

5 引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社がCJP CSM Holdings, L.P.から1,082,500株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が行われる場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

6 引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し(以下「グローバル・オフリング」と総称する。)に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その

内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

- 7 グローバル・オファリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。)であります。引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社であります。
- 8 当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、150,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社グループ社員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
- 9 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（訂正後）

当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による国内売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、平成29年12月5日(火)に決定される予定の引受価額にて下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による国内売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(平成29年12月14日(木))に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による国内売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で売出価格を決定する方法をいう。)により決定される価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	10,824,200	<u>13,476,129,000</u>	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands CJP CSM Holdings, L.P. 10,015,700株 東京都千代田区有楽町二丁目7番1号 東京海上メザニン1号投資事業有限責任組合 808,500株
計(総売出株式)	-	10,824,200	<u>13,476,129,000</u>	-

(注)1 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

2 売出価額の総額は、仮条件(1,150円~1,340円)の平均価格(1,245円)で算出した見込額であります。

3 引受人の買取引受による国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し(以下「海外売出し」という。)が行われる予定であります。引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は18,040,300株であり、その内訳は引受人の買取引受による国内売出し10,824,200株、海外売出し7,216,100株の予定であります。最終的な内訳は、需要状況等を勘案の上、売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に決定される予定であります。また、売出数等は変更となる可能性があります。加えて、引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。

4 海外売出しは、海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。)で行われる予定であります。海外売出しの詳細は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 海外売出しについて」をご参照ください。

5 引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社がCJP CSM Holdings, L.P.から1,082,500株を上限として借り入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照ください。

6 引受人の買取引受による国内売出し、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出し(以下「グローバル・オフリング」と総称する。)に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。

7 グローバル・オフリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びU B S証券株式会社(以下「ジョイント・グローバル・コーディネーター」と総称する。)で

あります。引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社は、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社であります。

- 8 当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、150,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社グループ社員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6 親引け先への販売について」をご参照ください。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

- 9 振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【売出しの条件（引受人の買取引受による国内売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 平成29年 12月7日(木) 至 平成29年 12月12日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 U B S証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社S B I証券	未定 (注) 3

(注) 1 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。

売出価格は、平成29年11月27日(月)に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に引受価額と同時に決定される予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定される予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。

3 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に決定される予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。但し、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 当社は、引受人及び売出人と売出価格決定日(平成29年12月5日(火))に元引受契約を締結する予定であります。

5 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

6 株式受渡期日は、平成29年12月14日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

7 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

8 申込み在先立ち、平成29年11月28日(火)から平成29年12月4日(月)までの期間、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。引受人

は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

- 9 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。

また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しが中止されます。

(訂正後)

売価格 (円)	引受額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	未定 (注) 1	自 平成29年 12月7日(木) 至 平成29年 12月12日(火)	100	未定 (注) 2	引受人及びその 委託販売先金融 商品取引業者の 本支店及び営業 所	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁 目5番1号 UBS証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁 目9番1号 大和証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3

(注) 1 売価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。

仮条件は、1,150円以上1,340円以下の範囲とし、売価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売価格決定日(平成29年12月5日(火))に引受額と同時に決定される予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

主力商品であるフラット35に加えて様々なローン商品を提供する「住宅ローンマーケティングプラットフォーム事業」は、バランスシートリスクが最小化されたユニークな顧客本位のビジネスモデルであること。

経営力の高いマネジメントのもと、「住生活プロデュース企業」を経営理念に掲げ、ライフステージに応じて一気通貫でサービスを提供する「ライフソリューションプラットフォーム」の構築を進めていること。

今後のマクロ環境動向については必ずしも予測が容易ではなく、また今後のプラットフォーム戦略及び新商品の販売については、開始からの期間が短く、その拡大規模について第三者から見て判断が難しいこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は1,150円から1,340円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2 申込証拠金は、売価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。

3 引受人の引受額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売価格決定日(平成29年12月5日(火))に決定される予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。但し、売価格と引受額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4 当社は、引受人及び売出人と売価格決定日(平成29年12月5日(火))に元引受契約を締結する予定であります。

5 引受人は、引受人の買取引受による国内売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

- 6 株式受渡期日は、平成29年12月14日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。引受人の買取引受による国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 7 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 8 申込み在先立ち、平成29年11月28日(火)から平成29年12月4日(月)までの期間、引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家に対しても販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 9 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合は、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。
また、海外売出しが中止された場合にも、引受人の買取引受による国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しが中止されます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	1,082,500	<u>1,450,550,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 1,082,500株
計(総売出株式)	-	1,082,500	<u>1,450,550,000</u>	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により売出株式数が減少し、又は売出しが全く行われない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシューオプション及びシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 4 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,340円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の(注)9に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	1,082,500	<u>1,347,712,500</u>	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 1,082,500株
計(総売出株式)	-	1,082,500	<u>1,347,712,500</u>	-

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による国内売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、野村證券株式会社が行う日本国内における売出しであります。従ってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により売出株式数が減少し、又は売出しが全く行われない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びUBS証券株式会社と協議の上で、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 グリーンシューオプション及びシンジケートカバー取引について」をご参照ください。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
- 4 引受人の買取引受による国内売出しが中止された場合には、オーバーアロットメントによる売出し及び海外売出しも中止されます。
- 5 売出価額の総額は、仮条件(1,150円～1,340円)の平均価格(1,245円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、前記「1 売出株式(引受人の買取引受による国内売出し)」の(注)9に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

4 ロックアップについて

（訂正前）

グローバル・オファリングに関連して、売出人及び貸株人であるCJP CSM Holdings, L.P.、当社の株主であるSBIホールディングス株式会社、濱田 宏、アルヒグループ社員持株会、五十川 毅、細野 恭史、井上 明大、荻野 大輔、市川 裕康、小松 俊介、吉田 恵一、土門 智康、宮脇 訓晴、木原 亮、岡田 通孝及び若松 智彦並びに当社の新株予約権者である当社グループの役職員108名（株主である者を除く。）は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の売却等(但し、売出人によるグローバル・オファリングにおける当社普通株式の売出し及び売却、オーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸渡し、グリーンシューオプションの行使に基づく当社普通株式の売却等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、グローバル・オファリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等(但し、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

（訂正後）

グローバル・オファリングに関連して、売出人及び貸株人であるCJP CSM Holdings, L.P.、当社の株主であるSBIホールディングス株式会社、濱田 宏、五十川 毅、細野 恭史、井上 明大、荻野 大輔、市川 裕康、小松 俊介、吉田 恵一、土門 智康、宮脇 訓晴、木原 亮、岡田 通孝及び若松 智彦並びに当社の新株予約権者である当社グループの役職員108名（株主である者を除く。）は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の売却等(但し、売出人によるグローバル・オファリングにおける当社普通株式の売出し及び売却、オーバーアロットメントによる売出しのための当社普通株式の貸渡し、グリーンシューオプションの行使に基づく当社普通株式の売却等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

また、グローバル・オファリングに関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等(但し、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

さらに、グローバル・オファリングに関連して、親引け先であるアルヒグループ社員持株会は、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の売却等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、それぞれジョイント・グローバル・コーディネーター又はジョイント・グローバル・コーディネーター及び引受人の買取引受による国内売出しの共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当てを受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

(訂正前)
記載なし

(訂正後)

6 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	アルヒグループ社員持株会（理事長 永井 泰子） 東京都港区六本木一丁目6番1号
b. 当社と親引け先との関係	当社グループ社員の持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	当社グループ社員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（引受人の買取引受による国内売出しの売出株式のうち、150,000株を上限として、平成29年12月5日（火）（売出価格決定日）に決定される予定であります。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、当社グループ社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社グループ社員で構成する持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「4 ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日（平成29年12月5日（火））に決定される予定の「第2 売出要項」における売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	引受人の買取 引受による国内 売出し及び海外 売出し後の所有 株式数 (株)	引受人の買取 引受による国内 売出し及び海外 売出し後の株式 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
CJP CSM Holdings, L.P.	Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	30,780,200	81.05	13,548,400	35.68
SBIホールディングス株式 会社	東京都港区六本木一丁目 6番1号	3,621,200	9.54	3,621,200	9.54
瀧田 宏	東京都大田区	1,000,000 (450,000)	2.63 (1.18)	1,000,000 (450,000)	2.63 (1.18)
細野 恭史	東京都文京区	266,000 (225,000)	0.70 (0.59)	266,000 (225,000)	0.70 (0.59)
アルヒグループ社員持株会	東京都港区六本木一丁目 6番1号	69,200	0.18	219,200	0.58
五十川 毅	東京都三鷹市	135,000 (90,000)	0.36 (0.24)	135,000 (90,000)	0.36 (0.24)
井上 明大	横浜市西区	98,500 (58,000)	0.26 (0.15)	98,500 (58,000)	0.26 (0.15)
市川 裕康	横浜市中区	97,000 (68,000)	0.26 (0.18)	97,000 (68,000)	0.26 (0.18)
荻野 大輔	千葉県松戸市	80,000 (40,000)	0.21 (0.11)	80,000 (40,000)	0.21 (0.11)
土門 智康	さいたま市南区	80,000 (70,000)	0.21 (0.18)	80,000 (70,000)	0.21 (0.18)
東京海上メザニン1号投資 事業有限責任組合	東京都千代田区有楽町二 丁目7番1号	808,500	2.13	-	-
計	-	37,035,600 (1,001,000)	97.53 (2.64)	19,145,300 (1,001,000)	50.42 (2.64)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月7日現在のものです。

2. 引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の所有株式数並びに引受人の買取引受による国内売出し及び海外売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成29年11月7日現在の所有株式数及び株式総数に、引受人の買取引受による国内売出し、海外売出し及び親引け(150,000株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

5【経営上の重要な契約等】

（株式会社みずほ銀行等と締結しているタームローン契約）

（訂正前）

当社は平成28年2月22日に株式会社みずほ銀行をエージェントとする金銭消費貸借契約変更契約書（平成27年3月26日付金銭消費貸借契約書の変更契約書）（以下「タームローン契約」という。）を締結しております。主な契約内容は、以下のとおりです。

1．契約の相手先

契約の締結先は株式会社みずほ銀行ほか9社となります。

2．借入金額の残高（平成29年9月末日時点）

タームローンA：6,250百万円

タームローンB：13,963百万円

3．金利

TIBOR（東京銀行間取引金利）+ スプレッド

タームローンA及びタームローンBにそれぞれ適用されるスプレッドは、平成29年3月末日以降の各決算期末に関して、フィナンシャルコベナント等計算書が提出されるべき日の10営業日後の日以降に到来する日を開始日とする利息期間以降、フィナンシャルコベナント等計算書におけるレバレッジ・レシオに応じて、タームローン契約において予め定められた料率とされております。

4．返済期限

タームローンA：平成32年8月20日を最終回とする分割返済

タームローンB：平成32年8月20日一括返済

5．主な借入人の義務

（ア）住宅金融支援機構との間の重要な契約について取引の中止、解除又は大幅な取引条件の変更が生じた場合等にエージェントに書面により報告すること。

（イ）タームローン契約において許容される場合を除き、担保提供又は保証提供を行わないこと。

（ウ）タームローン契約において許容される場合を除き、合併等の組織再編行為、事業・資産の一部又は全部の譲渡・譲受等を行わないこと。

（エ）住宅金融支援機構との間の重要な契約について、タームローン契約及びその関連契約に基づく債務の履行に重大な悪影響を及ぼすような変更、修正、前提条件の放棄、債務不履行の宥恕又は解除を行わないこと。

（オ）主たる事業の内容を変更しないこと。

（カ）チェンジ・オブ・コントロール（当社の最終的な親会社であるCJP CSM Holdings, L.P.が直接に借入人の発行済普通株式総数又は総株主の議決権の67%（希薄化後）以上を保有しなくなったときをいう。）を生じさせないこと。

但し、上記は、当社株式の新規上場申請が行われた場合等には適用されないものとするが、その後一定期間内に新規上場が行われない場合には、再度適用されるものとする。

（キ）レバレッジ・レシオ等にかかる基準を含む財務制限条項を遵守すること。

なお、財務制限条項の詳細を含むタームローン契約の内容は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 15. 借入債務」にも記載しております。

（訂正後）

当社は平成29年11月21日に株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社三井住友銀行をコ・アレンジャーとする金銭消費貸借契約書（以下「タームローン契約」という。）を締結しております。主な契約内容は、以下のとおりです。

1．契約の相手先

契約の締結先は株式会社みずほ銀行ほか6社となります。

2．借入金額の残高（平成29年11月24日時点）

タームローンA：14,550百万円

タームローンB：5,663百万円

3．金利

TIBOR（東京銀行間取引金利）+ スプレッド

スプレッドはタームローン契約において予め定められた料率とされております。

4．返済期限

タームローンA：平成37年2月28日を最終回とする分割返済

タームローンB：平成37年2月28日を最終回とする分割返済

5．主な借入人の義務

（ア）タームローン契約において許容される場合を除き、担保提供又は保証提供を行わないこと。

（イ）タームローン契約において許容される場合を除き、合併等の組織再編行為、事業・資産の一部又は全部の譲渡・譲受等を行わないこと。

（ウ）タームローン契約において許容される場合を除き、主たる事業の内容を変更しないこと。

（エ）財務制限条項を遵守すること。